

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和5年4月25日

分任支出負担行為担当官
秋田森林管理署長 橋爪 一彰

1 事業概要

- (1) 事業名 素材検知業務請負（財ノ神国有林外）
- (2) 作業場所 秋田森林管理署管内作業現地土場外
- (3) 作業内容 秋田杉等の検知業務 29, 380m³
内訳は、別紙「検知業務請負作業内訳書」のとおり
- (4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和5年12月22日まで
- (5) 本事業の入札は、電子調達システムにより行う。
なお、電子証明書の取得が行うことができないため、電子調達システムによる入札によりがたい者は、別紙により発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次の全てに該当する者としてします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 対象事業を実行することを目的として組織された団体、自社で素材生産した素材等を検知して販売している素材生産者（協同組合等を含む）、販売委託における問屋業者等であって、対象事業に2年以上の実績があり、かつ、対象事業に関する技術を持つと認められる者（以下「検知業務技術者」という。）を有する者とする。

- (3) 令和04・05・06年度全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有し、競争参加を希望する地域において、「東北」を選択している者であること。
- (4) 会社更正法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年3月31日）9（2）に規定する手続きをした者を除く。）でないこと。
- (5) 平成20年4月1日以降（過去15年間（当年度は含めない））に、入札公告の事業又は同種の事業を完了した実績がある者とする。
なお、同種の事業とは、素材計測、計測検知、検尺とする。
- (6) 配置を予定する技術者にあつては、入札参加者が直接雇用する技術者であるとともに、入札公告の事業又は同種の事業に2年以上の経験及び検知業務に関する技術を有することを証明できる者とする。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- (9) 当該事業の入札説明書及び見積りに必要な図書等を発注者の指定する方法での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。
- (10) 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について（平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む。）に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、(2)に掲げるところに従い、確認申請書及び確認資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和5年4月26日（水）から令和5年5月12日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時00分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）。

なお、郵送の場合は令和5年5月12日（金）午後5時15分までに必着とする。

②場 所：〒019-2601

秋田県秋田市河辺和田字和田156-3

秋田森林管理署 業務グループ 資源活用担当

電話018-882-2311

③提出方法：入札説明書に示す様式により、電子調達システムを用いて提出すること。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、上記②の場所に代表者又はそれに代わる者が持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(3) 資料の内容

① 全省庁統一資格

全省庁統一資格の資格確認通知書の写し

② 事業実績

③ 配置予定技術者の経験等

(4) (2)の①に定める期間に確認申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

4 入札手続き等

(1) 担当部局

〒019-2601

秋田県秋田市河辺和田字和田156-3

秋田森林管理署 総務グループ 経理担当

電話018-882-2311

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和5年4月25日（火）から令和5年6月6日（火）まで（休日等を除く。）の午前9時00分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）。

②場 所：〒019-2601

秋田県秋田市河辺和田字和田156-3

秋田森林管理署 業務グループ 資源活用担当

電話018-882-2311

③その他： 配付資料は無料である。

(3) 入札の方法並びに入札及び開札の日時及び場所

入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、別紙により発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

① 電子調達により参加する場合

令和5年6月2日（金）午前9時00分から令和5年6月6日（火）午後4時00分

② 紙入札により入札する場合

令和5年6月7日（水）午前10時00分まで。

なお、郵送により入札書を提出する場合は、令和5年6月6日（火）午後5時15分までに必着とする。入札書の日付は令和5年6月7日とする。

③ 開札は、令和5年6月7日（水）午前10時00分に秋田森林管理署会議室において行う。（紙入札の受付は午前9時45分から）

④ 紙入札による入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

(4) 積算内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した素材検知業務請負の積算内訳書（以下「積算内訳書」という。）を提出する。

なお、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

5 入札資格の確認

入札は3の(2)に基づき、同(3)の資料を提出し、分任支出負担行為担当官から入札参加資格を有することが確認された者を当該一般競争入札に参加させるものとする。

6 その他

(1) 入札において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金を免除する。

② 契約保証金を免除する。（前払金の規定を適用する場合は、契約保証金を求めることとする。）

（３） 入札の無効

本公告による競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４） 落札者の決定方法

落札者は、競争参加資格の確認がなされた者のうち、予決令第７９条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

ただし、予定価格が１千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていたことが判明した場合は、落札を取り消すことがある。

（５） 契約書作成の要否
要。

（６） 関連情報を入手するための照会窓口
４の（１）に同じ。

（７） 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

２の（３）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も３により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、入札当日の締め切り前に２の（３）の資格の認定を受け、かつ、分任支出負担行為担当官による競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（８） 詳細は入札説明書及び入札心得による。

本公告に係る事業請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードして下さい。

素材検知業務請負契約約款

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成１９年農林水産省訓令第２２号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページをご覧ください。

（<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>）

別紙

検知業務請負作業内訳書

単位：m³

物件番号	材 種	作 業 工 程	予 定 数 量	備 考
1 号	素 材	(1) の業務	5, 2 9 0	
		(2) の業務	9, 9 9 0	
		(5) の業務	1 4, 1 0 0	
		計	2 9, 3 8 0	

注 1 各物件の内訳数量を、検知業務請負契約の作業内容毎に基づき記載すること。

検知業務請負（作業内容）

- (1) の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (2) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (3) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (4) の作業 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレーの塗布を行う作業。
- (5) の作業 低質材及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。